

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、豊浜港和田浜地区港湾隣接地域の指定変更に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成27年8月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 日時 平成27年8月11日（火曜日）午前11時から
- 2 場所 観音寺市豊浜町和田浜1531番地1 観音寺市豊浜支所応接室
- 3 指定変更により指定しようとする地域

(1) 指定地域の範囲

地区名	区 域
和田浜地区	基点第1号から258度45分47秒に引いた線、基点第1号から基点第4号までを順次結んだ線及び基点第4号から282度29分04秒に引いた線と水際線に囲まれた陸域

(2) 基点の位置

第1号	四等三角点大平木（北緯34度04分06.3546秒、東経133度38分41.0481秒）から307度16分31秒、1408.02メートル、観音寺市豊浜町和田浜字高須賀1531番3地先の表示杭
第2号	基点第1号から192度04分19秒、427.65メートル、観音寺市豊浜町和田浜字高須賀1531番24地先の表示杭
第3号	基点第2号から102度05分03秒、285.79メートル、観音寺市豊浜町和田浜字宮ノ後1550番10地先の表示杭
第4号	基点第3号から192度21分01秒、310.52メートル、観音寺市豊浜町和田浜字宮隅1619番地先の表示杭